

修正前（H31.3.25 修正版）					修正後					理由
別表-19 <u>特定事象発生時及び緊急事態応急対策等における</u> 原子力防災要員等の派遣、 原子力防災資機材の貸与					別表-19(1) <u>特定事象発生時</u> における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与					別表-19を特定事象 応急対策、緊急事態 応急対策、原子力災害 事後対策の各段に分けて 記載
派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	記載の適正化 (以下、同様)
1. <u>原子力規制庁</u> ERC	2名 <u>(1名)</u>	携帯電話	1台	事故情報の提供 決定事項の伝達 <u>情報の共有</u>	1. ERC* <u>1</u>	2名 <u>[1名]</u>	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達	記載の適正化 (以下、同様)
2. <u>オフサイトセンター</u> (プラントチーム、広報班、総括 班、現地事故対策連絡会議 <u>又は</u> <u>原子力災害合同対策協議会</u>)	5名 <u>(1名)</u>	携帯電話	1台	事故情報の提供 <u>現地事故対策連絡会議への 参加</u> 広報 決定事項の伝達 関係機関との調整	2. <u>OFC</u> * <u>1</u> (プラントチーム、広報班、総括班、 現地事故対策連絡会議)	5名 <u>[3名]</u>	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報	別表-3との整合を図り、 原子力防災要員の 内数を見直し
3. 茨城県	2名 <u>(1名)</u>	携帯電話	1台	事故情報の提供 決定事項の伝達	3. 茨城県* <u>1</u>	2名 <u>[1名]</u>	・携帯電話 ・ <u>設備関係資料</u>	1台 <u>1式</u>	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・ <u>技術的事項他の支援</u>	原子力防災要員等が実 施する主な業務、貸与 資機材等の見直し
4. 東海村	2名 <u>(1名)</u>	携帯電話	1台	事故情報の提供 決定事項の伝達	4. 東海村	2名 <u>[1名]</u>	・携帯電話 ・ <u>設備関係資料</u>	1台 <u>1式</u>	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・ <u>技術的事項他の支援</u>	原子力防災要員等が実 施する主な業務、貸与 資機材等の見直し
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める				5. <u>関係周辺市町村</u>	<u>各1名</u>	・携帯電話 ・ <u>設備関係資料</u>	<u>各1台</u> <u>各1式</u>	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・ <u>技術的事項他の支援</u>	本文中にある原子力防 災要員等の派遣と整合
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班* <u>4</u> 及び医 療救護班 ・原子力緊急時支援・研修センタ ー	3名 <u>(1名)</u>	放射線サーベイメータ 防護資機材	2台 1式	環境放射線モニタリング スクリーニング	6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める				原子力防災要員を要求 されているものでない ため、その内数を削除
	2名	指名専門家の派遣 携帯電話	1台	技術的事項他の支援	7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班* <u>4</u> 及び医療救護班 ・原子力緊急時支援・研修センタ ー	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	
7. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2名 <u>(1名)</u>	<u>放射線サーベイメータ</u> 防護資機材	2台 1式	環境放射線モニタリング 汚染検査 汚染除去	・原子力緊急時支援・研修センタ ー	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	原子力防災要員等が実 施する主な業務、貸与 資機材等の見直し 原子力防災要員を要求 されているものでない ため、その内数を削除 記載の適正化
要員数の () 内に示した人数は、原子力防災要員の数 (内数) を示す。 派遣要員及び資機材等の輸送は原則として陸路で行う。					8. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	
*1 ERC、 <u>オフサイトセンター</u> 、及び茨城県へのそれぞれの派遣者のうち1名は副原子力防災管理者とする。 *2 状況により増員を考慮する。 *3 現地対策本部長は、貸与資機材が不足する場合、機構対策本部長に支援を要請し、原則として機構内他拠点との連携により 確保する。 *4 警戒事象発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。					<u>[] 内の人数は、原子力防災要員の数 (内数)</u>					注釈の見直し (以下、同様)
					*1 ERC、 <u>OFC</u> 及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、 <u>現地事故対策連絡会議への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。</u> *2 状況により増員を考慮する。 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により 確保する。 <u>なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。</u> *4 警戒事象発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。					

修正前（H31.3.25 修正版）	修正後					理由
<p>(新規)</p>	<p><u>別表-19(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与</u></p>					<p>別表-19を特定事象応急対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の各段に分けて記載</p>
	<p style="text-align: center;"><u>派遣先^{*1}</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>要員数^{*2}</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>貸与する主な資機材等^{*3}</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>数量</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>実施する主な業務</u></p>	
	<p>1. <u>ERC^{*1}</u></p>	<p>2名 [1名]</p>	<p>・携帯電話</p>	<p>1台</p>	<p>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達</p>	
	<p>2. <u>OFC^{*1}</u> (プラントチーム、広報班、総括班、 原子力災害合同対策協議会)</p>	<p>5名 [3名]</p>	<p>・携帯電話</p>	<p>1台</p>	<p>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報</p>	
	<p>3. <u>茨城県^{*1}</u></p>	<p>2名 [1名]</p>	<p>・携帯電話 ・設備関係資料</p>	<p>1台 1式</p>	<p>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</p>	
	<p>4. <u>東海村</u></p>	<p>2名 [1名]</p>	<p>・携帯電話 ・設備関係資料</p>	<p>1台 1式</p>	<p>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</p>	
	<p>5. <u>関係周辺市町村</u></p>	<p>各1名</p>	<p>・携帯電話 ・設備関係資料</p>	<p>各1台 各1式</p>	<p>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</p>	
	<p>6. <u>事業所外運搬に係る 特定事象発生場所</u></p>	<p>派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める</p>				
	<p>7. <u>その他関係機関</u> ・緊急時モニタリング班 及び医療救護班</p>	<p>3名</p>	<p>・放射線サーベイメータ ・防護資機材</p>	<p>2台 1式</p>	<p>・環境放射線モニタリング ・スクリーニング</p>	
	<p>・原子力緊急時支援・研修センター</p>	<p>2名</p>	<p>・指名専門家の派遣 ・携帯電話</p>	<p>1台</p>	<p>・技術的事項他の支援</p>	
<p>8. <u>他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力</u></p>	<p>2名</p>	<p>・携帯電話 ・防護資機材</p>	<p>2台 1式</p>	<p>・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去</p>		
<p>[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）</p>						
<p>*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。 *2 状況により増員を考慮する。 *3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。</p>						

修正前（H31.3.25 修正版）	修正後	理由																																																							
(新規)	<p style="text-align: center;"><u>別表－19(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">派遣先*1</th> <th style="width: 10%;">要員数*2</th> <th style="width: 25%;">貸与する主な資機材等*3</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 30%;">実施する主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ERC*1</td> <td>2名 [1名]</td> <td>・携帯電話</td> <td>1台</td> <td>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達</td> </tr> <tr> <td>2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、 原子力災害合同対策協議会)</td> <td>5名 [3名]</td> <td>・携帯電話</td> <td>1台</td> <td>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報</td> </tr> <tr> <td>3. 茨城県*1</td> <td>2名 [1名]</td> <td>・携帯電話 ・設備関係資料</td> <td>1台 1式</td> <td>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</td> </tr> <tr> <td>4. 東海村</td> <td>2名 [1名]</td> <td>・携帯電話 ・設備関係資料</td> <td>1台 1式</td> <td>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</td> </tr> <tr> <td>5. 関係周辺市町村</td> <td>各1名</td> <td>・携帯電話 ・設備関係資料</td> <td>各1台 各1式</td> <td>・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援</td> </tr> <tr> <td>6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める</td> </tr> <tr> <td>7. その他関係機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・緊急時モニタリング班 及び医療救護班</td> <td>3名</td> <td>・放射線サーベイメータ ・防護資機材</td> <td>2台 1式</td> <td>・環境放射線モニタリング ・スクリーニング</td> </tr> <tr> <td>・原子力緊急時支援・研修センター</td> <td>2名</td> <td>・指名専門家の派遣 ・携帯電話</td> <td>1台</td> <td>・技術的事項他の支援</td> </tr> <tr> <td>8. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力</td> <td>2名</td> <td>・携帯電話 ・防護資機材</td> <td>2台 1式</td> <td>・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）</p> <p>*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。</p> <p>*2 状況により増員を考慮する。</p> <p>*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。 なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。</p>	派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務	1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達	2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、 原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報	3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援	4. 東海村	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援	5. 関係周辺市町村	各1名	・携帯電話 ・設備関係資料	各1台 各1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援	6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める				7. その他関係機関					・緊急時モニタリング班 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング	・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援	8. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去	<p>別表－19を特定事象応急対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の各段に分けて記載</p>
派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務																																																					
1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達																																																					
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、 原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報																																																					
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援																																																					
4. 東海村	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援																																																					
5. 関係周辺市町村	各1名	・携帯電話 ・設備関係資料	各1台 各1式	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援																																																					
6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める																																																								
7. その他関係機関																																																									
・緊急時モニタリング班 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング																																																					
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援																																																					
8. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去																																																					